

利根川水系取水制限について

1 概要

梅雨および夏期の少雨及び猛暑による影響により利根川水系のダム貯水率が、過去20年で最悪だった平成6年、平成8年に次ぐ3番目の量となり、国土交通省関東地方整備局は、利根川流域の6都県などで行う利根川水系渇水対策連絡協議会を開催し、利根川水系（8ダム）から取水している地域へ10%の取水制限が出された。

千葉市は、渇水対策本部を設置し、本水道局も同時に千葉市水道局給水制限対策本部を設置して以下のとおり対応を実施しました。

2 取水（給水）制限期間および制限割合

(1) 取水制限期間（利根川水系8ダム）

平成25年7月24日9時～平成25年9月18日13時まで

(2) 制限割合

取水制限10%、給水制限5%

3 当局の取り組み

(1) 節水PR活動

《 懸垂幕等の設置場所 》

- ・土気市民センター
- ・土気あすみが丘プラザ
- ・土気駅第1、第2駐輪場
- ・平川浄水場

《 公用車による広報区域 》

- ・あすみが丘全域
- ・あすみが丘東全域
- ・土気町、大野台
- ・越智町、大木戸町 他



(2) 土気地区2%の圧力減圧調整

対象世帯：4,500世帯、対象区域：大高町、高津戸町、大椎町

※市民への影響なし

